

埼玉県退職校長会大里支部規約

- 第 1 条 本会は、埼玉県退職校長会大里支部と称し、事務所を支部長指定の場所に置く。
- 第 2 条 本支部は、埼玉県退職校長会の下部組織として、大里地方退職校長会の親睦と福祉増進につとめると共に、地区内教育の振興に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本支部は前条の目的達成のため、次の事項に努力する。
1. 現勢の進運にともなう会員相互の研修をはかるとともに、福祉の増進につとめる。
 2. 現職教育との連絡を密にする。
 3. 中正健全な教育世論を喚起し、教育の充実進展をはかる。
 4. 社会教育の振興につとめ、とくに国民道義の高揚をはかる。
 5. 校外教育に協力し、青少年の育成指導に協力する。
 6. その他本会の目的達成に必要なこと。
- 第 4 条 本支部は大里地方に在住する埼玉県退職校長会の会員及びその他の有志を以て組織する。
- 第 5 条 本支部の下部組織として、熊谷・深谷・寄居の3つの班を置く。
- 第 6 条 (1) 専門部として広報部を置く。
(2) 親睦を図るため同好会を置く。
- 第 7 条 本支部に次の役員を置く。
- (1) 支部長 1名 (2) 副支部長 若干名 (3) 常任理事・理事 若干名
(4) 監事 2名 (5) 幹事 2名 (6) 専任理事(必要に応じ若干名)
- 第 8 条 支部長、副支部長、監事は、理事会で会員中より選出する。常任理事・理事は班毎に会員中より選出する。専任理事・幹事は支部長が委嘱する。
- 第 9 条 支部長は支部を代表し、支部の責任を負う。
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその職務を代行する。
常任理事は地区を代表して役員会に出席する。
理事は理事会を組織し、総会から委任された事項、その他会務の執行にあたる。
監事は会務並びに会計を監査する。幹事は事務局を担当する。
専任理事は必要に応じ役員会に出席するとともに、支部長から委任された事項、その他会務の執行にあたる。
- 第 10 条 役員任期は2か年とする。ただし、再任することができる。
- 第 11 条 総会は年1回開催し、議長は支部長が務める。役員会は必要により開く。
緊急の場合、役員会または理事会を以て総会に替えることができる。
- 第 12 条 本支部の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。会費は必要により徴収する。
- 第 13 条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第 14 条 本規約は昭和43年4月13日から施行する。本規約は平成元年5月17日一部改正(監事)平成元年度より施行する。本規約は平成3年5月20日一部改正(3条6、年1回を年1回以上)とする。平成3年度より施行する。本規約は、平成4年5月19日一部改正し、副支部長を5名とする。平成4年度より施行する。本規約は平成8年5月20日改正(5条・6条・9条新設、3条・7条・10条・11条一部改正)平成8年度より施行する。本規約は平成18年5月25日改正(5条・7条・8条・9条・11条一部改正)平成18年度より施行する。本規約は平成21年5月14日改正(第3条6項削除、第7条2項一部改正)平成21年度より施行する。本規約は平成24年5月9日一部追加(第6条、2項)する。平成24年度より施行する。本規約は平成30年5月12日一部改正(第11条)する。平成30年度より施行する。本規約は令和3年5月8日一部追加(第11条)する。令和3年度より施行する。本規約は令和5年5月13日一部追加(7条・8条・9条)する。令和5年度より施行する。
- 備 考 第12条による本支部の会費は次の通り。
昭和43年～47年 100円 昭和48年～49年 200円 昭和50年～53年 300円 昭和54年～56年 500円
昭和57年～59年 600円 昭和60年～61年 800円 昭和62年～平成7年 1,000円 平成8年～2,000円
ただし、平成25年～満88歳以上の会員の会費は免除とする。